

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月26日

京都市消防局長 山内 博貴

第57条各号列記以外の部分中「又は署長」を削り、「次」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改める。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第59条第1項各号列記以外の部分中「署長」を「局長」に改め、同条第2項を削る。

第61条中「署長」を「局長」に改める。

第63条中「、第58条中「確認申請」とあるのは「計画通知」と」を削る。

第80条第1項各号列記以外の部分中「署長」を「局長」に改める。

第111条の2第1項及び同条第2項中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第29号様式中 「 (宛先) 京都市 消防署長 」 を

「 (宛先) 京都市消防局長 」 に改める。

第42号様式を次のように改める。

第42号様式 (第111条の2関係)

1 消防局長用届出済印



径3センチメートル

2 消防署長用届出済印



径3センチメートル

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第29号様式による用紙は、令和2年6月30日までの間、これを使用することができる。

(消防局予防部指導課)